

専決第1号

専 決 処 分 書

令和元年度（2019年度）日の出町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

令和元年9月30日

日の出町長

橋本聖二

理 由

令和元年度（2019年度）日の出町一般会計補正予算（第2号）編成後において、消費税率引上げによる債務負担行為の追加に伴い、補正予算の編成を行う必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度（2019年度）日の出町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度（2019年度）日の出町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年 9 月 30 日

日の出町長 橋本 聖二

第 1 表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
消防指揮車両AED賃借料（増税分）	令和2年度	1 千円
東京都被災者生活再建支援システム（共同利用版）使用料 （増税分）	令和2年度から令和5年度まで	56 千円
合 計		57 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 額		当 該 年 度 支 出 見 込 額	翌年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
消防指揮車両AED賃借料（増税分）	1				令和2年度まで	1				1
東京都被災者生活再建支援システム（共同利用版）使用料（増税分）	56				令和5年度まで	56				56